

計画の名称	昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画（重点③）												
計画の期間	令和07年度	～	令和11年度	（5年間）									
交付対象	滋賀県												
計画の目標	岐阜県の岐阜・西濃地域、滋賀県湖北地域には戦国時代に関する歴史観光資源をはじめ、文化、自然に関する観光資源を多く有する地域であるとともに、中部北陸圏の知名度向上を図る「昇龍道プロジェクト」におけるモデルコースの構成地域であり、東西ルートである名神高速道路と南北ルートである北陸自動車道を基軸とした広域的な道路ネットワークが形成されている。 これらの広域的な道路ネットワークのICから主要な観光地、観光地間を結ぶアクセス道路等を2026年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」に合わせ一体的に整備することによって観光拠点へのアクセス強化を図り岐阜県と滋賀県における広域的な周遊観光のより一層の活性化を図る。 これら一地域域の取り組みと新たな広域交通網を活かし、さらに地域の観光活動に合わせた社会資本整備により、近畿圏広域地方計画の広域連携プロジェクトである「3－3．歴史・文化・おもてなしプロジェクト」を推進し、滋賀県湖北地域と岐阜県岐阜・西濃地域の連携強化による満足度の高い魅力ある観光地域づくり、国内外観光客の効果的な誘客拡大を目指す。												
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）	2,980	A	2,980	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A＋B＋C＋D）	0	%

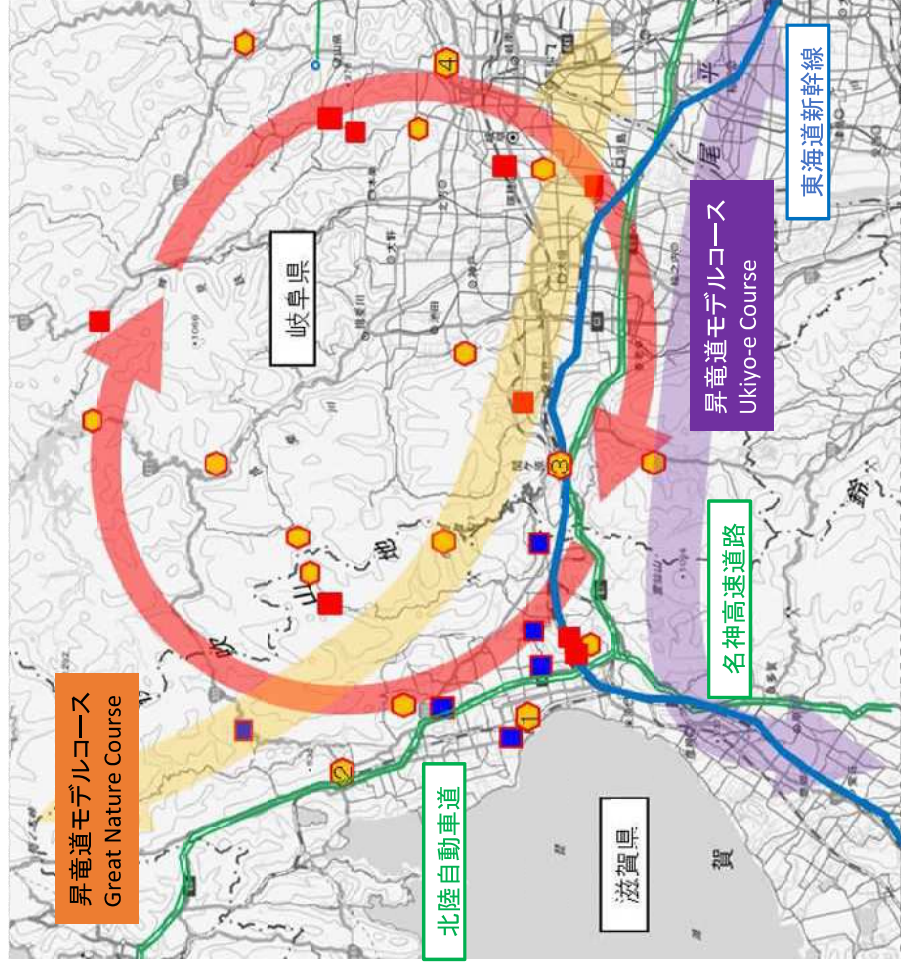
番号	計画の成果目標（定量的指標）									
	定量的指標の定義及び算定式									
1	【岐阜県・滋賀県 共通目標】岐阜県（岐阜・西濃地域）と滋賀県（湖北地域）の観光客数2,772万人（R1）から2,945万人（R11）に増加（173万人（6%）の増） 観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R1の年間観光入込客数）／（R1の年間観光入込客数）	2772万人	万人	2945万人						
2	【滋賀県 単独目標】滋賀県（湖北地域）における観光入込客数892万人（R1）から937万人（R11）に増加（45万人（5%）の増加） 観光入込客数 （観光入込客数の増加割合）＝（評価時点の年間観光入込客数－R1の年間観光入込客数）／（R1の年間観光入込客数）	892万人	万人	937万人						
3	【滋賀県 単独目標】滋賀県内の拠点施設への1日あたりの総アクセス時間を180時間・台/日（R11）短縮する アクセス時間の短縮効果 （アクセス時間の短縮効果）＝（Σ整備前のアクセス時間－Σ整備後のアクセス時間）×日交通量（R3交通センサス）	0時間・台/日	時間・台/日	180時間・台/日						

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名／ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R07	R08	R09	R10	R11			
広域活性化事業	A11-001	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(主) 木之本長浜線 ・祇園工区	現道拡幅L=1.2km	長浜市	■	■	■	■	■	400		—
	A11-002	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 大野木志賀谷長浜 線 本庄工区	現道拡幅L=1.3km	米原市	■	■	■			250		—
	A11-003	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 大野木志賀谷長浜 線 鳥羽上工区	現道拡幅L=1.8km	長浜市	■	■	■	■	■	500		—
	A11-004	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	都道府 県道	改築	(一) 郷野湖北線 伊部 ・留目工区	現道拡幅L=0.9km	長浜市	■	■	■	■	■	450		—
	A11-005	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	(国) 3 0 3 号 杉野・ 杉本工区	現道拡幅L=1.0km	長浜市	■	■	■	■	■	930		—
	A11-006	道路	一般	滋賀県	直接	滋賀県	国道	改築	(国) 3 6 5 号 藤川工 区	現道拡幅L=1.3km	長浜市	■	■	■	■	■	450		—
												小計					2,980		

[illegible]

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)

計画の名称	昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画(重点③)	
計画の期間	令和7年度～令和11年度(5年間)	交付対象
		岐阜県・滋賀県



1. 北国街道長浜宿



2. 北国街道木之本宿



3. 関ヶ原古戦場

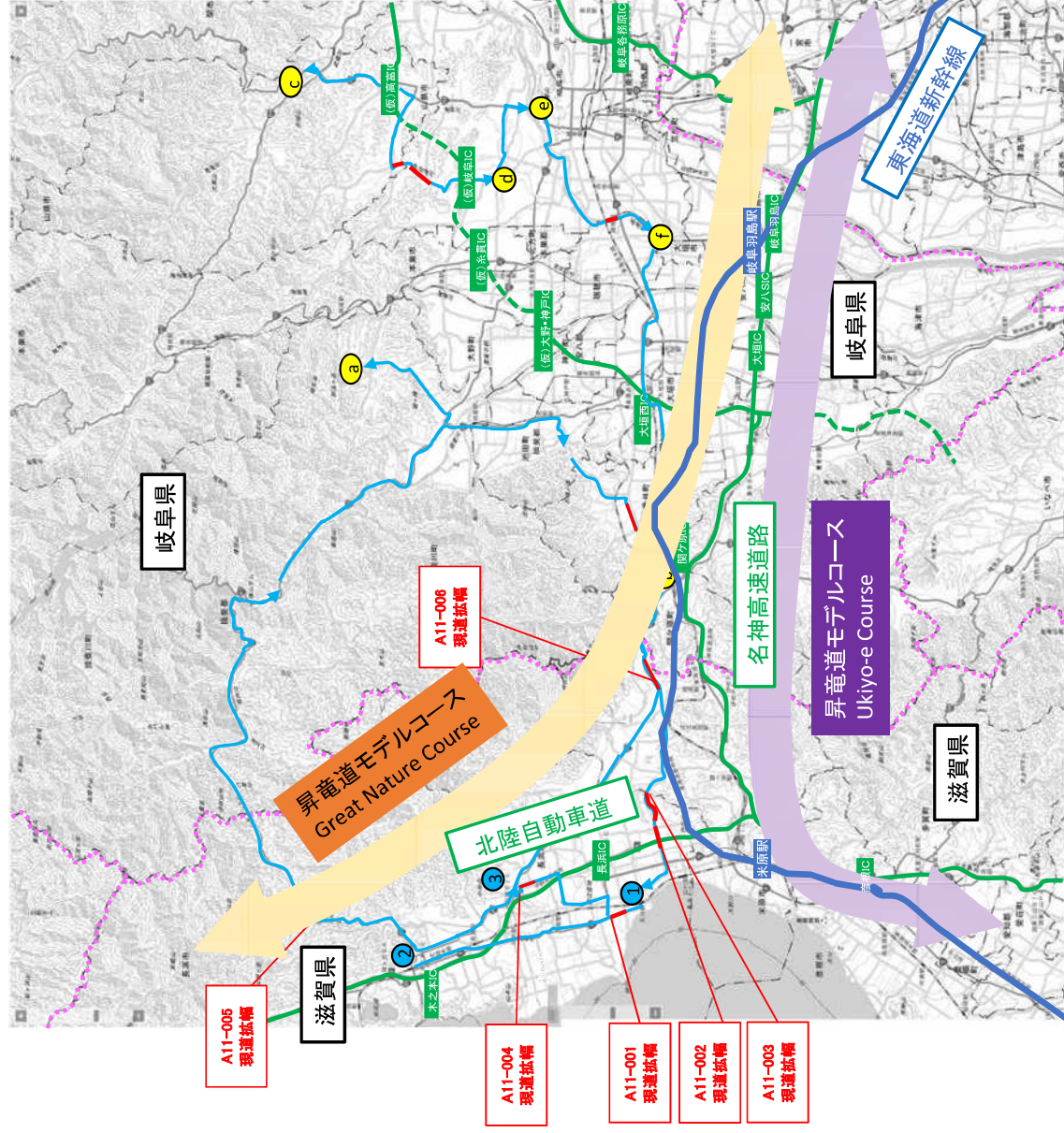


4. 岐阜公園

- : 拠点施設
- : 基幹事業(通常)
- : 基幹事業(重点)

(参考樣式) 參考圖面 (社會資本總合整備計畫) 広域連携事業)

計画の名称	昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画（重点③）	
計画の期間	令和7年度～令和11年度（5年間）	交付対象 岐阜県・滋賀県



拠点施設【岐阜県】	
a	谷汲山華厳寺
b	関ヶ原古戦場周辺エリア
c	桔梗塚
d	黒野城跡公園
e	岐阜城
f	墨俣一夜城

拠点施設【滋賀県】	
1	北国街道 長浜宿
2	北国街道 木之本宿
3	(仮)小谷城戦国体験ミュージアム

<凡例>

県境

業事要素

拠点施設(滋賀県)

拠点施設(岐阜県)

[illegible]

社会資本整備総合交付金チェックシート

(広域連携事業)

計画の名称: 昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周
遊観光による広域的地域活性化計画(重点③)

事業主体名: 滋賀県

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①基本方針・上位計画等との適合等	
1) 基本方針と適合している。	○
2) 上位計画等と整合性が確保されている。 ・国土形成計画(全国計画) ・国土形成計画(広域地方計画)、北海道総合開発計画又は沖縄振興計画 ・社会資本整備重点計画 ・環境基本計画 ・その他(※該当するものがあれば記載すること。)	○
②目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係	
1) 広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	○
2) 広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
4) 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
2) 他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤計画の具体性	
1) 拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	○
2) 拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1) 民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
2) 事業実施のための環境整備が図られている。	○

(確認様式1)

交付限度額算定表

要綱第5に掲げる式による交付限度額(X)	1,341.0 百万円	規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y)	15,934.7 百万円	X≦Yゆえ、	本計画における交付限度額	1,341.0 百万円
					交付率	45.0 %
					提案事業比率	0.0 %

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S	547 km ²	T	5 年
拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR ²)			
π:3.14			
r:最短距離			
13.2			
当該広域的地域活性化基盤整備計画の計画期間			
令和7年度 ~ 令和11年度			

拠点施設から都道府県の境界までの距離	13.2 km
拠点施設から海岸線までの距離	35.9 km
r ₀ :	10 km
R:	r≧r ₀ ゆえ、13.2 km

C 1,165 万円/km²・年度
単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額
行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したもの(最新5箇年の平均)

S×C×T×0.5=15,935 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

交付対象事業費	拠点施設関連基盤 施設整備事業(A)	2,980 百万円	α1=9(A+B)/10=2,682.0
	提案事業(B)	0 百万円	α2=12A/11=3,250.9
	合計	2,980 百万円	α1<α2ゆえ、交付限度額(X):α/2=1341.0 百万円

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

＜選定方法＞

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(○○群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

拠点施設名	①		②
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2	最短距離 (r1、r2のうち 短い距離)
北国街道 長浜宿	13.2	35.9	13.2
北国街道 木之本宿	8.4	22.2	8.4
(仮)小谷城戦国ミュージアム	7.2	39.2	7.2

拠点施設名	③	
	拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1	拠点施設から 海岸線までの 距離:r2
北国街道 長浜宿	13.2	35.9

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	北国街道 長浜宿	所在地	滋賀県長浜市元浜町
設置主体	黒壁ガラス館 他	管理・運営主体	黒壁ガラス館 他
拠点施設の区分	法第二条第二項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第一項口(1)
拠点施設データ	入場者数(R5) :1,750千人 (内県内: 245千人 県外: 1,505千人)		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	-

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

北国街道の宿場町として栄えた長浜宿には、現在も港町の風情を残す船板塀や紅殻格子、老舗の商家、道中安全を願った常夜灯などが建ち並び、昔の面影を色濃くとどめている。平成元年(1989)にオープンした「黒壁ガラス館・黒壁1号館」は低い鉄柵で囲まれた黒漆喰に白い窓枠のモダンな外観、内部は玄関上部が吹抜けになっており、ガラス製のアークセサリーや生活用品などを展示・販売している。この黒壁ガラス館を中心に、工房、ギャラリー、レストランやカフェ等の魅力あふれる多数の店舗が古い街並みの中に点在しており、総称で黒壁スクエアと呼ばれる。また、近隣には平成28年度にユネスコ無形文化遺産に登録された長浜曳山祭を紹介する博物館や長浜にゆかりのある豊臣秀吉や石田三成に関する資料が多く展示されている長浜城歴史博物館などが存在しており、年間約17.5万人が訪れる「一団地の観光施設」である。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

当該施設への中部地方からの交通手段はマイカー(レンタカー)が一般的であり、大野木志賀谷長浜線(本庄工区)ならびに同路線(鳥羽上工区)は『昇竜道』のモデルコースである『ウキヨエコース』の一部を形成し、当該拠点施設と関ヶ原古戦場を結ぶ最短経路上にあり、「幅員狭隘区間の解消」により、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を支援する。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容	長浜、米原、彦根の三市が連携した三成会議により、『MEET三成』と称して石田三成や武將と観光施設を絡めた情報が広告、HP、SNSで発信されており、当該施設内の豊臣秀吉、加藤清正を祀った豊国神社や長浜城の大手門が移築されている大通寺への観光客の誘致、三成をテーマにした『三成めし』の提供など「観光案内、その他の役務の提供に関する事業活動」を充実させている。
	今後は、2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟！』の舞台のひとつであることに合わせて、当該施設を含むHP多言語化の充実や旅行会社、メディアのファムトリップ(招請旅行)などによる観光誘致活動、曳山博物館における歌舞伎体験イベントの実施および長浜特有の暮らしや文化、歴史、自然など感じる体験型ツアーの実施を予定するなど、『昇竜道』の広域観光周遊ルートを形成し、豊富な歴史遺産や食文化を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図っている。

<該当する広域連携プロジェクト>

3-3.歴史・文化・おもてなしプロジェクト

(2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼び込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇竜道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狹自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名		北国街道 長浜宿		
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体	
黒壁一號館 黒壁ガラス館	滋賀県長浜市元浜町12-38	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
曳山博物館	滋賀県長浜市元浜町14-8	長浜市	長浜市	
黒壁二號館 エクラン	滋賀県長浜市元浜町7-11	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
黒壁五號館 黒壁AMISU	滋賀県長浜市元浜町8-16	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
黒壁三號館 黒壁オルゴール館	滋賀県長浜市元浜町12-38	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
あゆの店きむら 長浜黒壁店(佃煮)	滋賀県長浜市元浜町11-33	木村水産株式会社	木村水産株式会社	
古美術西川	滋賀県長浜市元浜町7-8	古美術西川	古美術西川	
陶芸工房ほっこくがま	滋賀県長浜市元浜町8-19	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
なべかま本舗黒壁店	滋賀県長浜市元浜町8-14	なべかま本舗	なべかま本舗	
海洋堂フィギュアミュージアム黒壁 龍遊館	滋賀県長浜市元浜町13-31	株式会社 龍遊館	株式会社 龍遊館	
黒壁十八號館 96CAFE	滋賀県長浜市元浜町11-28	株式会社 黒壁	株式会社 黒壁	
びわこレストランROKU	滋賀県長浜市元浜町11-23	株式会社CLUB MAISON	株式会社CLUB MAISON	
毛利志満 長浜黒壁店(食事)	滋賀県長浜市元浜町11-27	近江牛 毛利志満	近江牛 毛利志満	
カフェ叶匠壽庵 長浜黒壁店	滋賀県長浜市元浜町13-21	叶匠壽庵	叶匠壽庵	
分福茶屋(食事)	滋賀県長浜市元浜町7-13	分福茶屋	分福茶屋	
茂美志屋(食事)	滋賀県長浜市元浜町7-15	茂美志屋	茂美志屋	
翼果楼(食事)	滋賀県長浜市元浜町7-8	翼果楼	翼果楼	
そば八(食事)	滋賀県長浜市元浜町22-32	そば八	そば八	
大通寺	滋賀県長浜市元浜町32-9	大通寺	大通寺	
豊国神社	滋賀県長浜市南呉服町6-37	豊国神社	豊国神社	

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	北国街道 木之本宿	所在地	滋賀県長浜市木之本町木之本
設置主体	長浜市他	管理・運営主体	長浜市他
拠点施設の区分	法第二条第二項第二号	広域的特定活動の区分	法第二条第一項口(1)
拠点施設データ	入場者数(R5)：125千人（内県内：30千人 県外：95千人）		
拠点施設の整備の有無	無	整備期間	-

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等	
<概要及び整備計画> 北国街道と北国脇往還が交わる宿場町である木之本宿は、人馬の往来も激しく、旅籠や商家が軒を連ねていた。昭和の初めまで中央に小川が流れ、柳の木が植えられた宿場らしい風情を残していたが、現在は埋め立てられ、商家の家並みに昔の風情が残っている。木之本本地蔵院は眼の仏さまとして知られる時宗の寺で、境内に立つ6メートルの地藏像は秘仏である本尊を模しており『木之本のお地藏さん』に全国から参拝客が訪れる。歴史は古く、白鳳時代にさかのぼる。空海、木曾義仲、足利尊氏、足利義昭も参拝した記録があり、賤ヶ岳の合戦では秀吉が陣を置いたことでも知られる。宿場町らしい風情の町家が軒を連ねており、老舗旅館や醤油造りの蔵元、食事処等の店舗が点在している「一団地の観光施設」であり、年間約12.5万が訪れる主要な観光地である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 木之本長浜線(森・祇園工区)は、宿場町めぐりや豊田秀吉や石田三成等の戦国武将ゆかりの地めぐりとなる当該拠点と長浜宿を結ぶ最短ルート上にあり、幅員狭除区間の解消により拠点施設間のアクセス向上を図る。また、国道303号(杉野・杉本)は、木之本宿と岐阜県谷汲山華蔵寺を結ぶ最短ルート上にあり、昇竜道の東西基軸となる名神高速道路を補完し、周遊性を確保するルートであり、「幅員狭除区間の解消」により、拠点施設間のアクセシビリティと東西ルートの強化を図る。	
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 多くのメディアでも取り上げられている『つるやのサラダパン』や平成30年にフランスの日本酒コンクールで2位を受賞した『七本槍』の酒蔵『富田酒造』などが店舗を構え、HPによる情報発信や散策マップの作成により、「観光案内、その他の役務の提供に関する事業活動」を充実させている。また、例年8月の4日間で開催される『木之本本地蔵大縁日』では多くの露店が並び約10万人の観光客が訪れる。 今後は、2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟！』の舞台であることに合わせて、当該施設を含むHP多言語化の充実や旅行会社、メディアのファムトリップ(招請旅行)などによる観光誘致活動、七本槍スタンブラリーなどの体験型イベントの実施など豊富な歴史遺産や食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図っている。	
<該当する広域連携プロジェクト> 3-3.歴史・文化・おもてなしプロジェクト (2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼びび込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇竜道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。	

(確認様式2-2)

拠点施設に関する事項(相当数の事業者による事業活動が営まれる拠点施設)

施設名		木之本宿	
構成施設	所在地	設置主体	管理・運営主体
きのもと交遊館	滋賀県長浜市木之本町木之本1118	長浜市	長浜市
木之本地藏院	滋賀県長浜市木之本町木之本944	長祈山浄信寺	長祈山浄信寺
つるやパン本店	滋賀県長浜市木之本町木之本1105	つるやパン	つるやパン
菓子乃蔵 角屋	滋賀県長浜市木之本町木之本1072	角屋	角屋
富田酒造	滋賀県長浜市木之本町木之本1107	富田酒造有限公司	富田酒造有限公司
山路酒造	滋賀県長浜市木之本町木之本990	山路酒造有限公司	山路酒造有限公司
岩根醤油店	滋賀県長浜市木之本町木之本910	岩根醤油	岩根醤油
ダイコウ醤油店	滋賀県長浜市木之本町木之本1137	ダイコウ醤油	ダイコウ醤油
白木屋醤油店	滋賀県長浜市木之本町木之本932	白木屋醤油	白木屋醤油
すし慶げんさん(食事)	滋賀県長浜市木之本町木之本988	すし慶	すし慶
北国街道 草野旅館	滋賀県長浜市木之本町木之本1337	草野旅館	草野旅館
菓匠 禄兵衛	滋賀県長浜市木之本町木之本1087	菓匠 禄兵衛	菓匠 禄兵衛
和菓子処はとや	滋賀県長浜市木之本町木之本1550-1	はとや	はとや
いこい(CAFE)	滋賀県長浜市木之本町木之本1549-2	いこい	いこい
福田屋(食事)	滋賀県長浜市木之本町木之本1548-1	福田屋	福田屋
寿司懷石料理 創作和ダイニング 丸忠	滋賀県長浜市木之本町木之本1340-2	丸忠	丸忠

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	(仮称)小谷城戦国体験ミュージアム	所在地	滋賀県長浜市湖北町
設置主体	長浜市	管理・運営主体	長浜市
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	入場者数(R5)：16千人(内県内：4千人 県外：12千人)		
拠点施設の整備の有無	有	整備期間	令和5年7月～令和9年6月

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等	
<概要及び整備計画> 小谷城は、2006年に『日本100名城』に選ばれ人気を博しているほか、2011年の大河ドラマ『江～姫たちの戦国～』放送時には、小谷山や城郭に6万人以上の観光客が訪れた。さらに、平成29年の小谷城SICの開通後にはさらに県外からのアクセスが向上している。当該施設は、現在の小谷城戦国歴史資料館の後継施設として、令和9年のリニューアル開館を予定しており、滋賀県指定有形文化財である絹本着色浅井長政像などの貴重な文化財の展示している「教養文化施設」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当該施設は『昇竜道』の南北基軸である北陸自動車道の小谷城SICに近接しており、交通手段はマイカー(レンタカー)が一般的である。郷野湖北線(伊部・留目工区)は、当該施設と拠点施設である長浜宿を結ぶ最短ルートであり、「幅員狭隘区間の解消」により拠点施設間のアクセス向上を図る。	
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 2026年の大河ドラマ『豊臣兄弟！』放送による機運の高まりに合わせて2027年度の開館を予定しており、小谷城や浅井三代の歴史のストーリー化や映像技術の活用など、実物資料のみに頼らない体感型の新たな「文化的資産の展示」手法を検討している。 また、小谷城跡を含めた戦国時代の史跡のジオラマを設置することで、小谷城を中心に長浜市内の観光地をつなぐ役割を担うなど「<u>昇竜道</u>」の<u>広域観光周遊ルート</u>の形成を図り、豊富な歴史遺産を活用することで東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図っていく予定である。	

<該当する広域連携プロジェクト>

3-3.歴史・文化・おもてなしプロジェクト

(2)②京都・大阪から近畿の北部、南部への呼びび込みを目指す「美の伝説」のほか、「せとうち・海の道」や「昇竜道」等の広域観光周遊ルートの形成を図るため、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道、近畿自動車道紀勢線等の高速道路網の活用、さらなる整備を行い、関西が誇る数多くの世界遺産や重要文化財等を結ぶ周遊観光ルートの形成を促進する。特に、豊富な歴史遺産や絶景、食文化等を活用し、東アジア及び東南アジアや、欧米系リピーターからの誘客を図る。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	関ヶ原古戦場周辺エリア	所在地	不破郡関ヶ原町
設置主体	関ヶ原町 他	管理・運営主体	関ヶ原町 他
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号ロ(2)
拠点施設データ	観光客数(R4)：144千人(内県内：49千人 県外：95千人)		
拠点施設の整備の有無	有・ 無	整備期	-
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等			
＜概要及び整備計画＞ 関ヶ原古戦場は慶長5年(1600年)9月15日に、天下分け目の合戦として知られている『関ヶ原の戦い』が行われた舞台であり、現存している史跡等は国指定史跡に位置づけられている「教養文化施設」である。また、関ヶ原古戦場の周辺では、史跡の保存、整備や魅力の発信を行っている多くの施設が観光客誘致に取り組んでいる。その中でも、関ヶ原歴史民俗学習館及び関ヶ原駅前観光交流館(愛称：いざ！関ヶ原)は、関ヶ原古戦場史跡の魅力を国内外に発信している観光施設である。 ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 当該施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)もしくはバス利用が一般的であり、全国各地からの観光客が期待できる。大野木志賀谷長浜線(本庄工区、鳥羽上工区)は、当該拠点施設と北国街道長浜宿を結ぶ最短経路上にあり、国道365号(藤川工区)は、当該拠点施設と(仮)小谷城戦国体験ミュージアムを結ぶ最短経路上にあることから、拠点施設へのアクセス性を向上させることで観光客増加を見込む。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容			
関ヶ原古戦場では、合戦を再現する『関ヶ原合戦絵巻』や『東西人間将棋』、『東西グルメ対決』、夜の古戦場を案しむナイトイベントなど、関ヶ原古戦場史跡を活用したイベントを開催するなど「文化的資産の展示」に関する情報発信を行うことで、年間を通じて地域全体で観光客の誘致に取り組んでいる。 関ヶ原町歴史民俗学習館では、所蔵品を展示するのみならず、最近では歴史の視点・体験的要素を重視した取り組みを数多く行っており、現地を巡りながら、戦国時代について学ぶことができる「体験学習施設」としても活動を行っている。また、関ヶ原駅前観光交流館(愛称：いざ！関ヶ原)は、観光案内のほか、観光パンフレットの配架や関ヶ原限定のおみやげの販売もあり、古戦場巡りの拠点として活用がされている施設である。このようにして、関ヶ原古戦場周辺の観光施設が一体となり、関ヶ原古戦場への観光客の誘客に取り組んでいる。 また、岐阜県と関ヶ原町では、関ヶ原古戦場の整備と活動の指針として『関ヶ原古戦場ブランドデザイン』を策定し、関ヶ原のブランド力をいかした地域活性化と歴史資産の継承に向け、総合案内所、ビクターセンター、案内誘導設備、史跡や古戦場の景観づくりなどを東海環状自動車道全線開通を見据えて環境整備を行うとともに、町内各所への旗印設置、合戦を想起させるナンバプレートデザインの導入など地域の総合的な戦国時代演出にも取り組んでいる。 令和8年には大河ドラマ『豊臣兄弟！』が放映予定であり、当該観光施設では多くの観光客を呼び込む契機とし、関ヶ原古戦場周辺を巡りながらクイズに答えるクイズラリーなどの体験型イベントや大河ドラマで使用された甲冑を展示するイベントなどが予定されており、観光誘客の促進を図っている。			
＜該当する広域連携プロジェクト＞ 歴史・文化・おもてなしプロジェクト 具体的な取組内容 1. 歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業 ①歴史上価値の高い建造物とその周辺の市街地など、歴史・文化資産の保全や活用により、面としての地域づくりを進める。特に重点的に歴史的風致を維持・向上させる区域については、歴史まちづくり法の活用を図りつつ、歴史的価値が高い建造物の保全や無電柱化など良好な景観形成を推進する。また、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園を始め、歴史資産の保存・活用に資する都市公園の整備などを推進する。さらに、歴史的風致維持向上計画認定都市のブランド化、認定都市等と連携した施策の実施などの取組を促進する。			

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

施設名	谷汲山華嚴寺	所在地	揖斐郡揖斐川町
設置主体	揖斐郡揖斐川町	管理・運営主体	揖斐郡揖斐川町
拠点施設の区分	法第2条第2項第3号	広域的特定活動の区分	法第2条第1項第1号口(2)
拠点施設データ	観光客数(R4): 43.7千人 (内県内: 14.7千人 県外: 29千人)		
拠点施設の整備の有無	有・ <u>無</u>	整備期	-

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等	
<概要及び整備計画> 『たにくみさん』の愛称で親しまれている谷汲山華嚴寺は、平安時代初期、798年に創建され、日本で最古の巡礼行であり、2019年5月に文化庁により日本遺産に認定された『西国三十三所観音巡礼』の33番札所(最終霊場)で結願・満願の古刹として知られ、春には桜、秋には紅葉の名所として賑わいをみせている。谷汲山華嚴寺は、山号と寺号は醍醐天皇より賜り、その後は朱雀天皇より鎮護国家の道場として勅願寺に定められ、花山法皇、後白河法皇を始めとする歴代の皇室、朝廷からも帰依厚く、いにしえより観音信仰の霊驗あらたかな名刹寺院として1200年余の歴史を有する「教養文化施設」である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 当該施設への交通手段としては、マイカー(レンタカー)もしくはバス利用が一般的であり、全国各地からの観光客が期待できる。国道303号(杉野・杉本)は、木之本宿と岐阜県谷汲山華嚴寺を結ぶ最短ルート上にあり、昇竜道の東西基軸となる名神高速道路を補完し、周遊性を確保するルートであり、「幅員狭隘区間の解消」により、拠点施設間のアクセシビリティと東西ルートの強化を図る。	
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容	谷汲山華嚴寺が位置している揖斐川町では、歴史・文化資産、自然の保全と活用により、面としての地域づくりを進め町の魅力を発信している。また、観光協会によって歴史や地域の見どころを伝えるため、近年では希望者に説明付きのガイドがついて歴史的文化をより深く知ることができる取り組みを行っている。通年では、春には谷汲さくらまつり、秋には谷汲もじまつりを開催するなど年間を通じて多くの観光客の誘致に取り組んでいる。また、令和6年7月から令和8年3月までの期間で西国三十三所を巡るデジタルスタンプラリーを開催するなど「文化的資産の展示」に関する情報発信を行うことで、さらなる観光客増加を図っている。

<該当する広域連携プロジェクト>	
歴史・文化・おもてなしプロジェクト(近畿圏広域地方計画)	
具体的な取組内容	
1. 歴史・伝統文化の継承・活用と新たな地域資源の発掘・育成事業	
①歴史上価値の高い建造物とその周辺の市街地など、歴史・文化資産の保全や活用により、面としての地域づくりを進める。特に重点的に歴史的風致を維持・向上させる区域については、歴史まちづくり法の活用を図りつつ、歴史的価値が高い建造物の保全や無電柱化など良好な景観形成を推進する。また、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園を始め、歴史資産の保存・活用に資する都市公園の整備などを推進する。さらに、歴史的風致維持向上計画認定都市のブランド化、認定都市等と連携した施策の実施などの取組を促進する。	

(参考書類5)

(主)木之本長浜線 森・祇園工区、(一)郷野湖北線 伊部・留目工区 事業実施箇所図

番号	事業内容
54-A11-001	現道拡幅
54-A11-004	現道拡幅

木之本長浜線
森・祇園工区

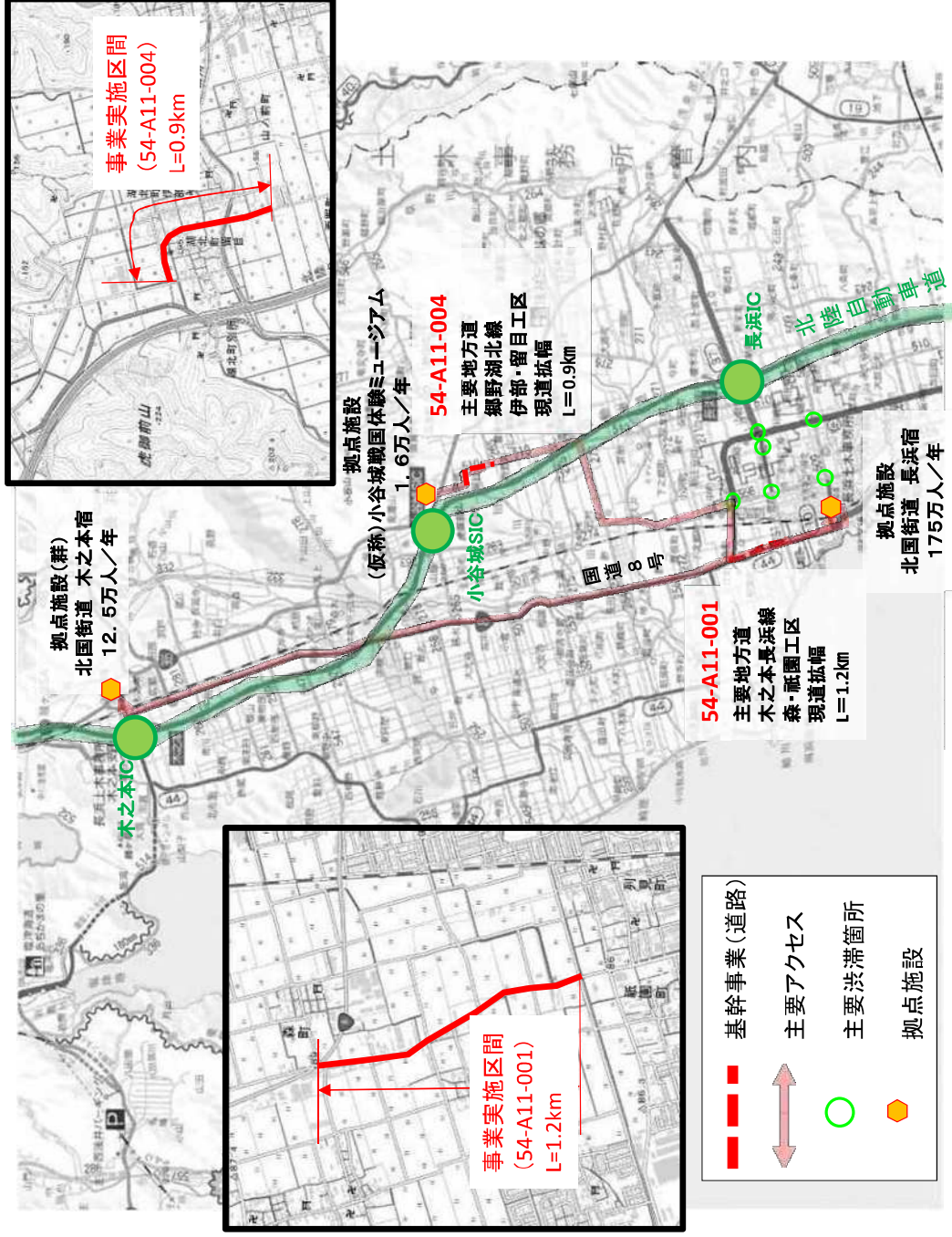


幅員狭小による渋滞

郷野湖北線
伊部・留目工区



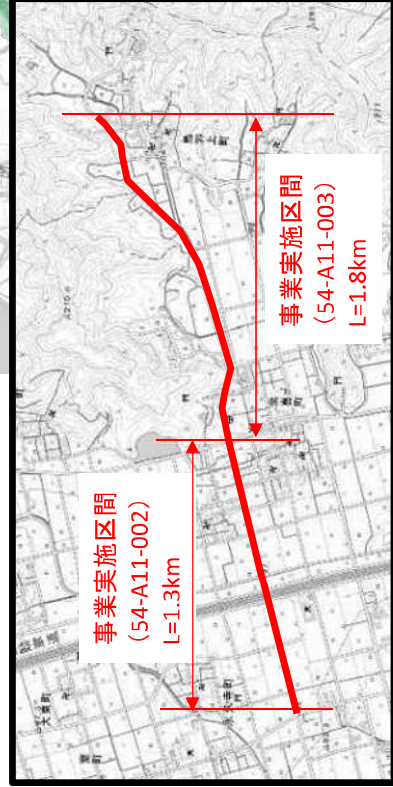
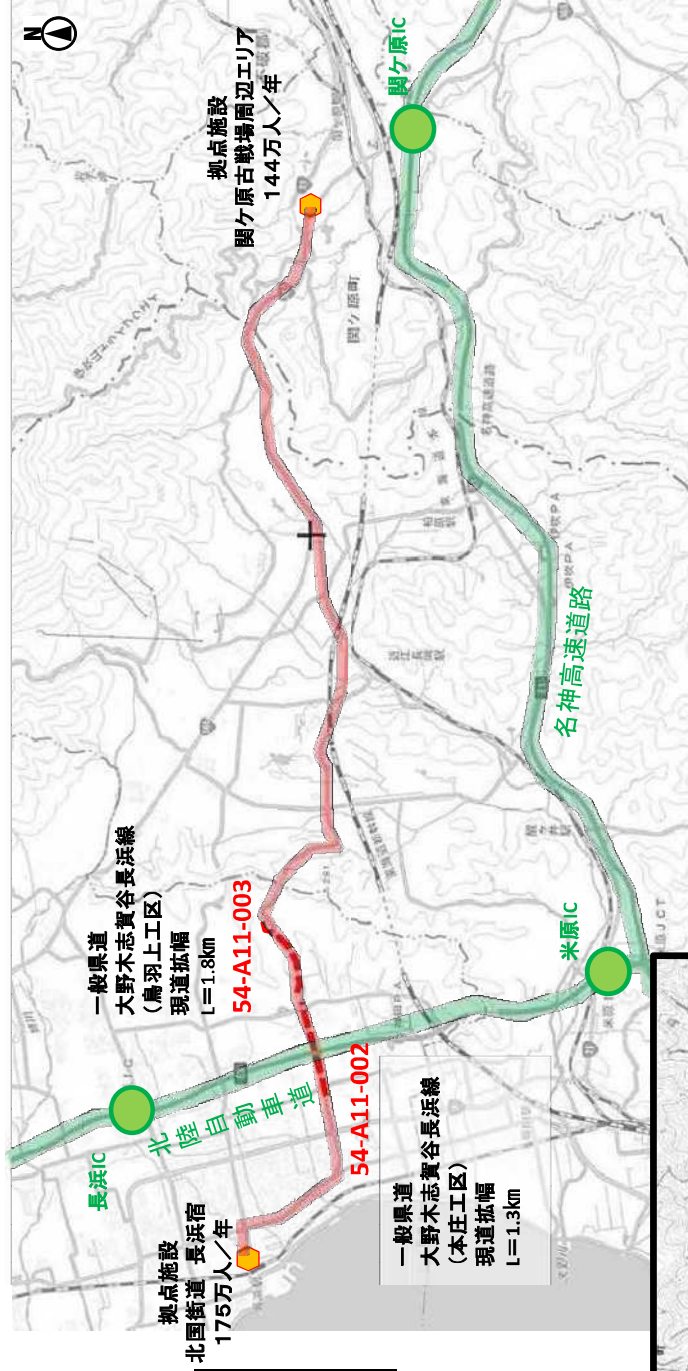
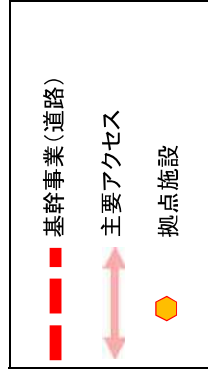
幅員狭小・線形不良



(参考書類5)

(一)大野木志賀谷長浜線 本庄工区、鳥羽上工区(滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容
54-A11-002	現道拡幅
54-A11-003	現道拡幅



大野木志賀谷長浜線
本庄工区



幅員狭小

大野木志賀谷長浜線
鳥羽上工区



幅員狭小

(参考書類5)

(国)303号 杉野・杉本工区(滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容
54-A11-005	現道拡幅

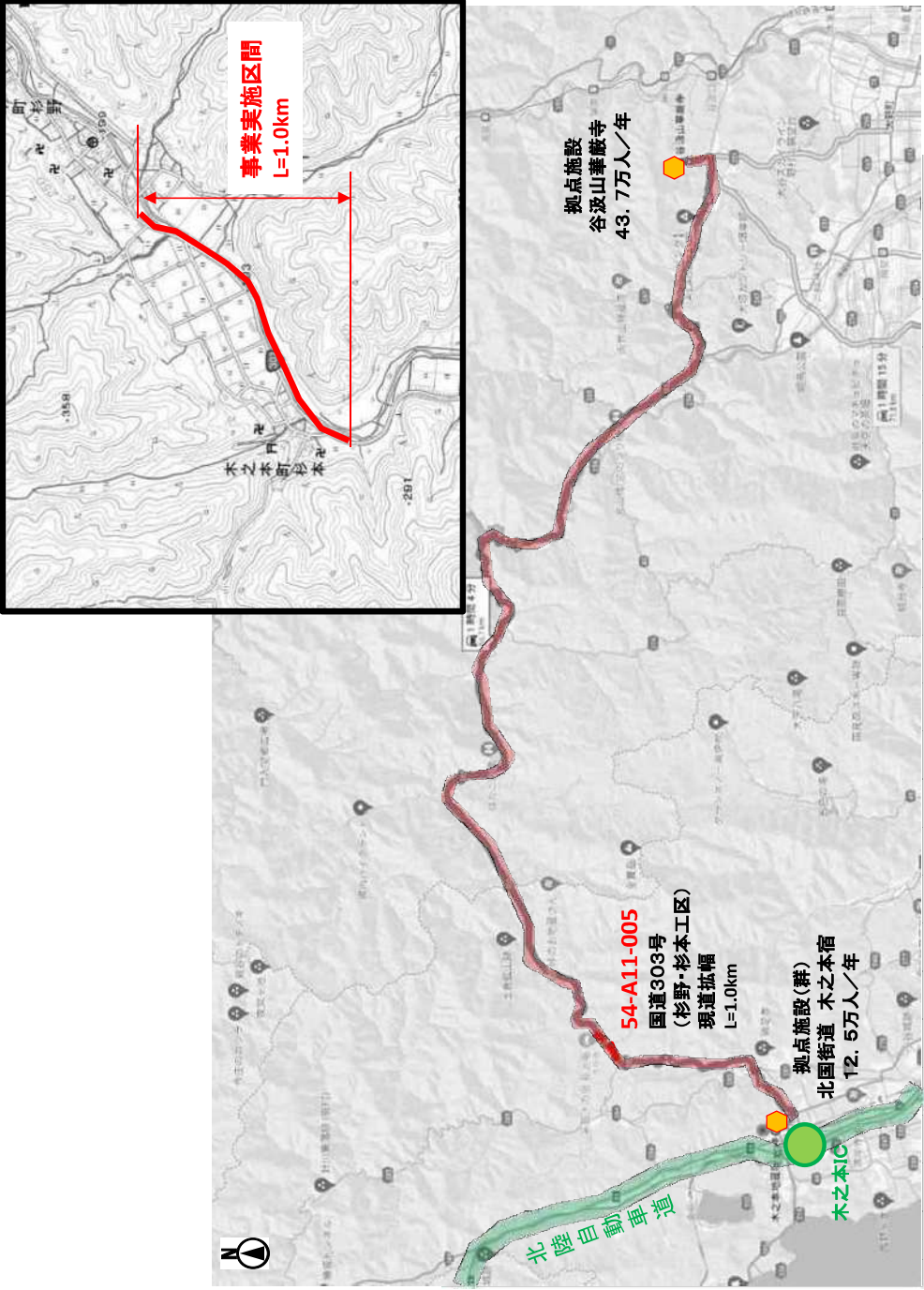
■ 基幹事業(道路)

→ 主要アクセス

● 拠点施設



路肩の少ない狭い現道



(参考書類5)

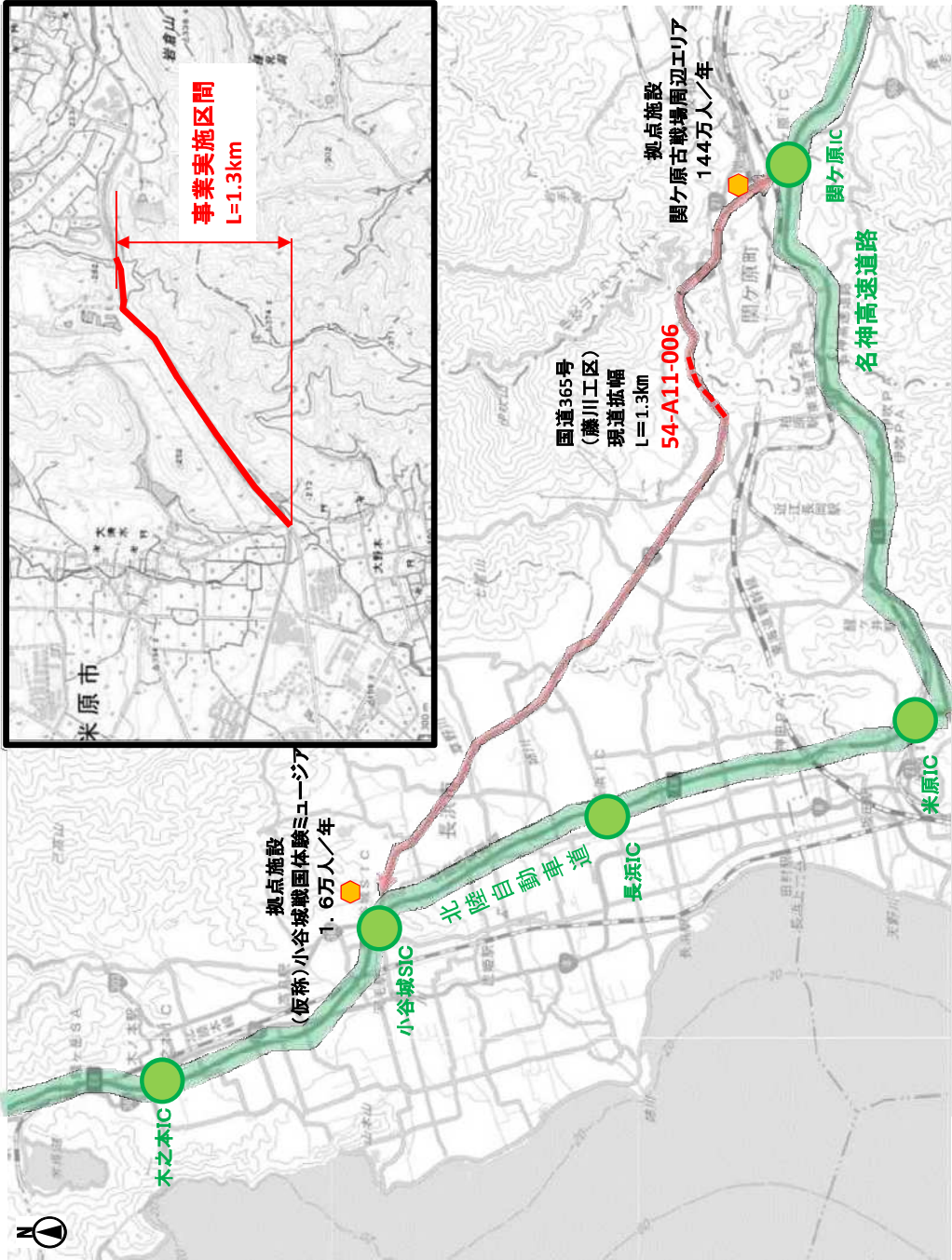
(国)365号 藤川工区(滋賀県) 事業実施箇所図

番号	事業内容
54-A11-006	現道拡幅

■ 基幹事業(道路)

⇄ 主要アクセス

● 拠点施設



路肩狭小

滋 道 整 第 5 5 号
令和 7 年 (2025 年) 2 月 19 日

長浜市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について（照会）

本県では、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（平成 19 年法律第 52 条）（以下、「広域活性化法」という。）に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画（重点③）

2. 回答期限

令和 7 年 2 月 26 日（水）

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 山本 電 話：077-528-4136 メール：ha03@pref.shiga.lg.jp
--

長 道 河 第 1 0 4 6 8 号
令和 7 年(2025 年)2 月 26 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

長浜市長 浅見 宣義
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画について (回答)

令和 7 年(2025 年)2 月 19 日付け滋道整第 55 号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。

滋 道 整 第 5 5 号
令和 7 年 (2025 年) 2 月 19 日

米原市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

広域的地域活性化基盤整備計画について（照会）

本県では、社会資本整備総合交付金（広域連携事業）の交付にあたって、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」（平成 19 年法律第 52 条）（以下、「広域活性化法」という。）に基づき、広域的地域活性化基盤整備計画を作成しました。

つきましては、広域活性化法第 5 条第 6 項、第 9 項に基づき、意見照会しますので回答をお願いします。

記

1. 対象整備計画

- 昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画（重点③）
- 昇龍道を基軸とした岐阜・滋賀の歴史・文化・自然を生かした周遊観光による広域的地域活性化計画

2. 回答期限

令和 7 年 2 月 26 日（水）

3. 回答方法

下記担当あてメールで提出してください。

担 当：滋賀県土木交通部道路整備課計画係 山本 電 話：077-528-4136 メール：ha03@pref.shiga.lg.jp
--

米 建 第 1 6 5 号
令和 7 年(2025 年)2 月 25 日

滋賀県知事 様

米原市長 角田 航也
(公印省略)

広域的地域活性化基盤整備計画について (回答)

令和 7 年(2025 年)2 月 19 日付け滋道整第 55 号で照会のありましたこのこと
について、特に意見はありません。